



幼児教育・保育の無償化のご案内

幼児教育の無償化を受ける場合には、利用者全員にお手続きしていただく必要がありますので、最後までご一読くださいますようお願いいたします。

【お問い合わせ】

二宮町こども・健康部こども支援課
TEL：0463-71-5862
FAX：0463-73-0134
e-mail：kodomo@town.ninomiya.
kanagawa.jp

幼稚園（私学助成園）を利用するお子さん

【対象者・利用料】

- 幼稚園を利用する満3歳から小学校入学前の全てのお子さんの利用料（入園料＋保育料）が無償化されます。
- 幼稚園については、月額上限 28,000 円（入園料含む）です。

例）入園料 80,000 円、保育料 24,000 円/月の場合

無償化の限度額	28,000 円×12 ヶ月＝336,000 円	
入園料	80,000 円	
保育料		24,000 円×12 ヶ月＝288,000 円
入園料＋保育料	80,000 円＋288,000 円＝368,000 円	
保護者負担額	368,000 円－336,000 円＝	32,000 円

- 通園送迎費、食材料費、行事費などは保護者の負担になります。
ただし、年収 360 万円未満相当世帯のお子さんと全ての世帯の第3子以降のお子さん※については、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。（詳細は P4 参照）
※令和 9 年度に小学校 3 年生になるお子さんから下の年代を対象にして 3 人目以降のお子さんが対象です。
- 途中で入退園された場合や転入、転出した場合は、上記の例と異なる場合があります。

幼稚園の「預かり保育」を利用するお子さん

【対象者・利用料】

- 幼稚園の「預かり保育」を利用するお子さんについては、「保育の必要性」があると認定を受けた場合には、幼稚園保育料の無償化に加え、利用実態に応じて、日額 490 円（月額最大 12,300 円までの範囲）で預かり保育の利用料が無償化されます。

- ・ 3歳の誕生日を迎えた日以降最初の3月31日を経過したお子さんで、下記の「保育の必要な事由」に該当する方（新2号認定）
- ・ 3歳の誕生日を迎えた日から最初の3月31日までの間のお子さん（満3歳）で、下記の「保育の必要な事由」に該当し、保護者及び同一世帯員が市町村民税非課税世帯の方（新3号認定）

保育の必要な事由 ※保護者全員に下記いずれかの事由がなければなりません

- ☐ 就労（フルタイムやパートタイム、居宅内の労働など）：就労時間が月64時間以上
- ☐ 妊娠、出産：産前産後8週間
- ☐ 保護者の疾病、障がい
- ☐ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ☐ 災害復旧
- ☐ 求職活動（起業準備を含む）：90日間
- ☐ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ☐ 虐待やDVのおそれがあること
- ☐ 育児休業取得中に、既に保育を利用しているお子さんがいて継続利用が必要であること
- ☐ その他、上記に類する状態として二宮町が認める場合

「認可外保育施設等」を利用するお子さん

【対象者・利用料】

- 「認可外保育施設等」を利用するお子さんについては、「保育の必要性」があると認定を受けた場合で、かつ幼稚園の「預かり保育」が十分な水準でない場合に、幼稚園保育料の無償化に加え、利用実態に応じて、月額最大12,300円までの範囲で「預かり保育」の利用料を差し引いた分が無償化されます。

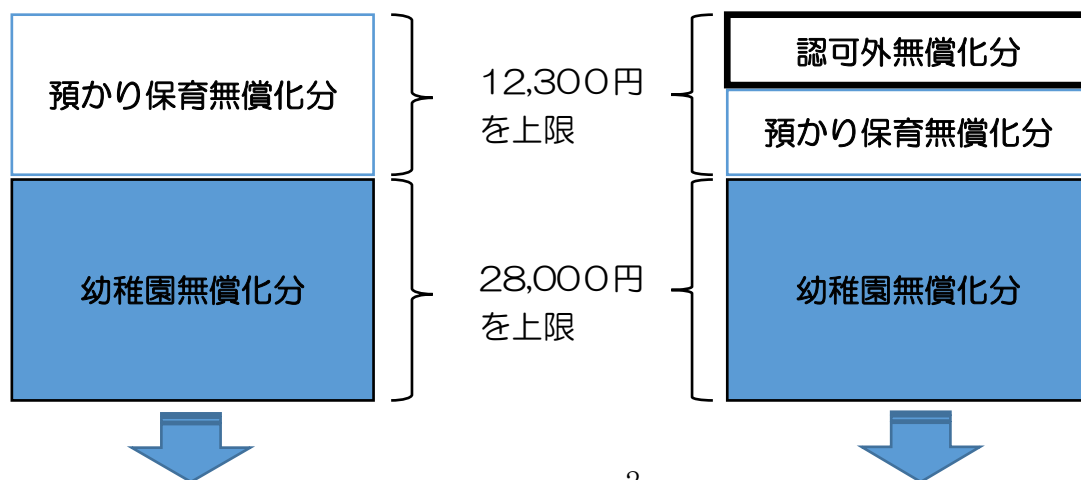
※幼稚園の「預かり保育」が十分な水準でない場合とは？

教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間未満又は開所日数200日未満の場合。

※認可外保育施設等とは？

認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業も対象となります。

※認可外保育施設等の無償化の考え方



例) 預かり保育利用料 400 円／日で
利用日数が 20 日の場合

- ・利用実績
 $400 \text{ 円} \times 20 \text{ 日} = 8,000 \text{ 円} \cdots A$
- ・給付限度額
 $490 \text{ 円} \times 20 \text{ 日} = 9,800 \text{ 円} \cdots B$
《当月の給付額》 = 8,000 円

【保護者負担額】 0 円

例) 4 歳児が預かり保育を月 15 日利用し、認可外保育
施設を月 5 日利用。

- ・預かり保育利用料 400 円／日
- ・認可外保育利用料 3,000 円／日の場合

●預かり保育の給付額

- ・実利用料 $400 \text{ 円} \times 15 \text{ 日} = 6,000 \text{ 円}$
- ・給付限度額 $490 \text{ 円} \times 15 \text{ 日} = 7,350 \text{ 円}$
《当月の給付額》 = 6,000 円・・・A

●認可外保育施設の給付額

- ・実利用料 $3,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 日} = 15,000 \text{ 円}$
- ・給付限度額 $12,300 \text{ 円} - 6,000 \text{ 円} = 6,300 \text{ 円}$
《当月の給付額》 = 6,300 円・・・B

○給付額合計

$$A + B = 12,300 \text{ 円}$$

【保護者負担額】 $21,000 \text{ 円} - 12,300 \text{ 円} = 8,700 \text{ 円}$

「障がい児の発達支援施設等」を利用するお子さん

【対象者・利用料】

- 就学前の障がい児の発達支援（いわゆる障がい児通園施設）を利用するお子さんについて、利用料が無償化されます。
- ※ 3 歳から 5 歳が対象です（なお、0 歳から 2 歳（満 3 歳含む）の住民税非課税世帯については、既に無償となっています）。
- 幼稚園、保育所、認定こども園と障がい児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

無償化となるサービス

- ・児童発達支援
- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援

～無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。～

副食材料費の負担減免について

各園において実費徴収を行うことができることとされている食事の提供に要する費用について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

【対象者・利用料】

	対象者	減免額
給食費 (副食材料費)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>年収 360 万円未満相当世帯</u> (市町村税所得割額 <u>77,100 円以下</u>) ※下記図参照 ・ <u>所得階層にかかわらず、第3子以降のお子さん</u> ※第3子以降のお子さんの算定基準は、生計を同じくする一番上のお子さんが小学校第3学年修了前となります。 	255 円/食 (上限額 5,100 円/月)

【例】1食350円の幼稚園：350円－減免額 255 円＝保護者負担額 95 円を園に支払

※4月～8月分については前年度、9月～3月分については当年度の課税状況により補助対象かどうか判定します。

※下記図、「市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」や「町民税・県民税の課税計算明細書」6月に勤務先や町税務課から各家庭に届きますので、ご確認ください。

特別徴収の方（住民税が毎月の給料から天引きされている方）

年度 市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の 決定・変更 通知書(納税義務者用)

所得 給与収入
給与所得
その他の所得

主たる給与
以外の合算
所得区分

課税
標準

総所得①

山林所得
分離短期譲渡
分離長期譲渡
株式等の譲渡
上場株式等の配当
先物取引

税額控除⑤
所得割額⑥
均等割額

所得控除
雑損
医療費
社会保険料
小規模企業共済
生命保険料
地震保険料

障害・専・勤
配偶者
配偶者特別
扶養
基礎
所得控除合計④

扶養控除該当区分 本人
控除額
配偶者
扶養
基礎
所得控除合計④

変更前税額⑦
増減額(⑧-⑦)
変更月 月

この部分が 77,100 円以下
の方※

普通徴収の方（金融機関の窓口や口座振替で支払う方）

町民税・県民税 課税明細書

所得 給与収入
給与所得
その他の所得

主たる給与
以外の合算
所得区分

課税
標準

総所得①

山林所得
分離短期譲渡
分離長期譲渡
株式等の譲渡
上場株式等の配当
先物取引

税額控除⑤
所得割額⑥
均等割額

所得控除
雑損
医療費
社会保険料
小規模企業共済
生命保険料
地震保険料

障害・専・勤
配偶者
配偶者特別
扶養
基礎
所得控除合計④

扶養控除該当区分 本人
控除額
配偶者
扶養
基礎
所得控除合計④

変更前税額⑦
増減額(⑧-⑦)
変更月 月

この部分が 77,100 円以下
の方※

※副食材料費の負担減免判定における市町村民税所得割額は、税額控除のうち住宅借入金等特別控除等※の適用を受ける前の「所得割額」を用います。

※ 住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除及び配当控除。

幼児教育・保育無償化の一覧



3歳～5歳

保育の必要性の
認定事由に該当
するお子さん

- ・共働き家庭
- ・母子、父子家
庭で働いてい
る家庭 など

利用

幼稚園

月額 28,000 円まで無償

幼稚園の預かり保育

幼稚園の利用に加え、
月額 12,300 円まで
無償

複数利用

幼稚園

+

一時預かり事
業、認可外保育
施設など

- 幼稚園
月額 28,000 円まで無償
- 一時預かりなど
月額 12,300 円まで無償

複数利用

幼稚園

+

就学前
障がい児の発達支
援など

無償
(幼稚園は月額
28,000 円まで)

※満3歳の住民税非課税世帯については、上記と同様の考え方により、保護者が就労等に該当する場合には無償化の対象となります（認可外保育施設の場合、月額 45,700 円まで無償）。



3歳～5歳

上記以外

- ・専業主婦（夫）
家庭 など

利用

幼稚園

月額 28,000 円まで無償

複数利用

幼稚園

+

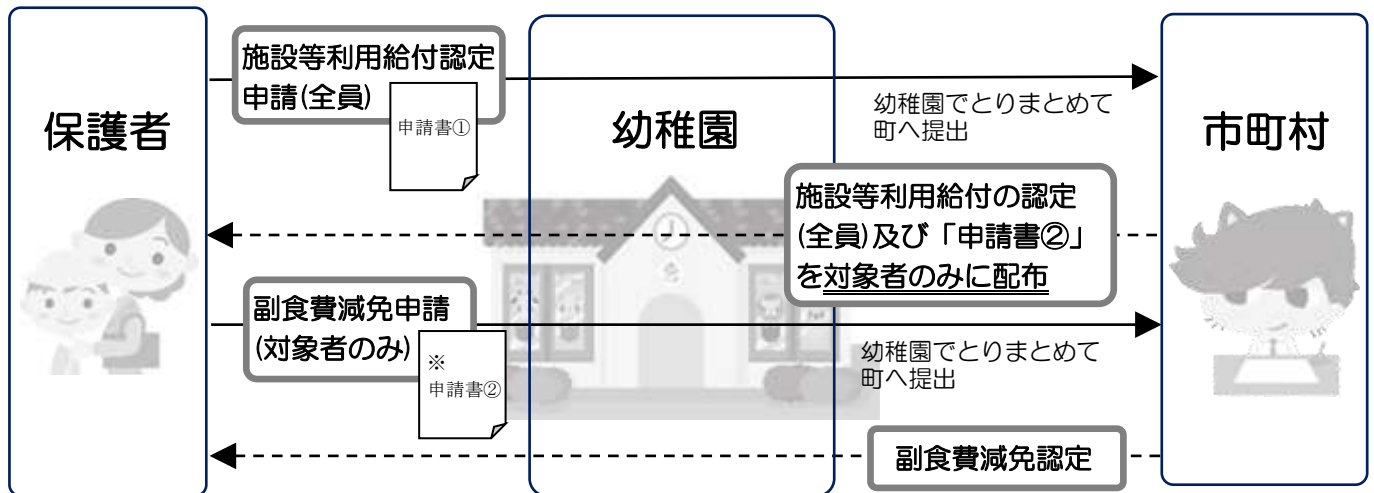
就学前
障がい児の発達支
援など

無償
(幼稚園は月額
28,000 円まで)

給付のフロー図（イメージ）

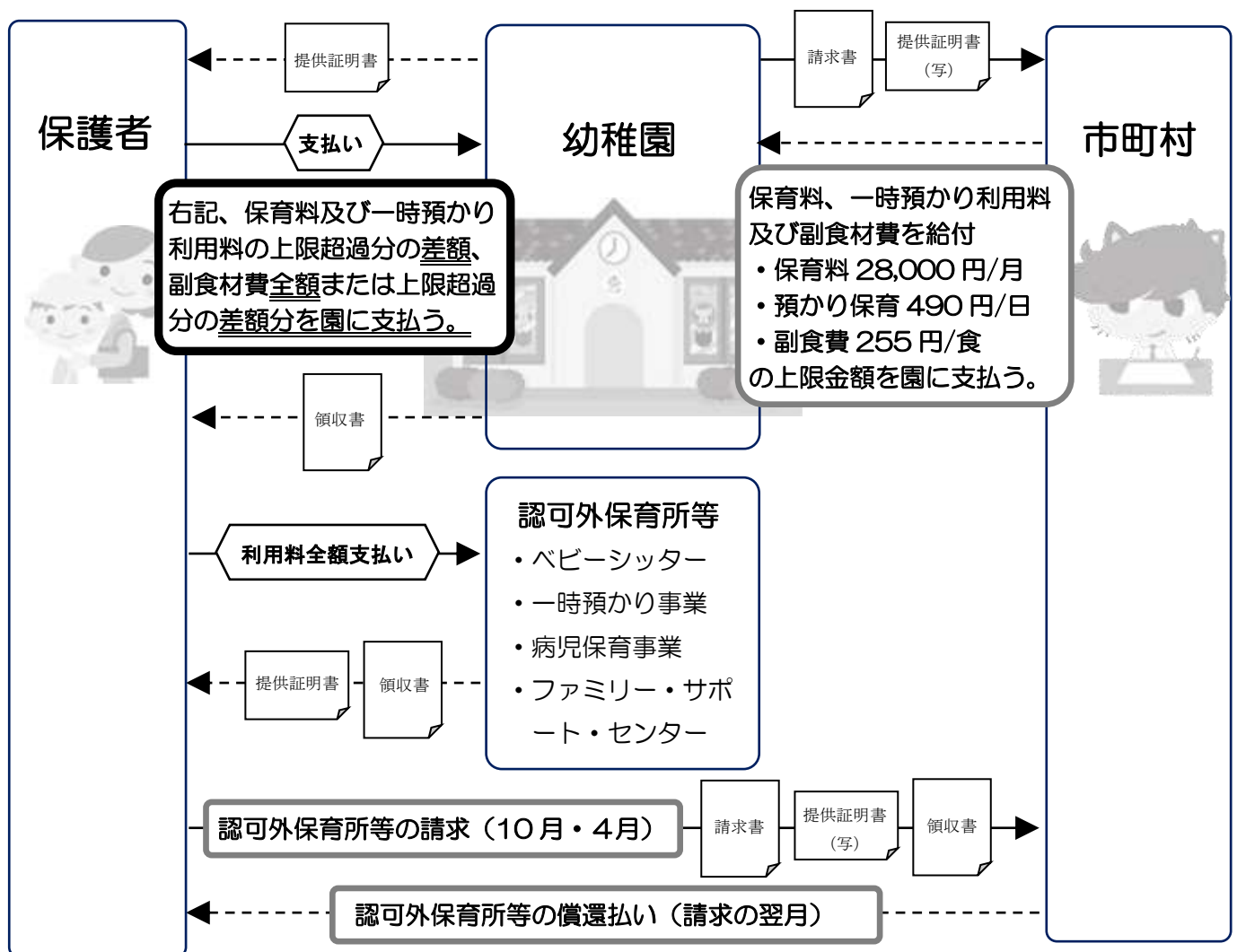
○申請の流れ

※P6～P9のフロー図等は、通園する園の所在市町村によって、異なる場合があります。



※「申請書②」は、①の申請の後、対象者のみに配布

○利用時の給付の流れ



※支払い方法は各幼稚園によって異なります。

※認可外保育所等の請求は、保護者から町へ半年に一度の直接請求になりますので、領収書等を大切に保管してください。請求方法等は、別途ご案内いたします。

○幼児教育無償化給付（入園料なし）

① 4月に在園中（入園）で、1年間通う場合

入園料	0円	保育料	24,000円/月	本来保護者負担	288,000円
在籍月	4月 ~ 3月	在籍月数	12ヶ月		

		入園料		幼児教育無償化												入園料	合計
		別徴収	追加徴収	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	精算	
実額	入園料a	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	保育料b			24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円		288,000円
	計c	0円	0円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	0円	288,000円
給付上限額				24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円		288,000円
公費負担額d (補助金、給付)				24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円		288,000円
保護者負担額(c-d)		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

4月から入園の場合、1年間通うと保育料は24,000円×12ヶ月で288,000円

無償化給付は24,000円×12ヶ月で288,000円

保護者負担分は、なし。

② 途中退園の場合

入園料	0円	保育料	24,000円/月	本来保護者負担	216,000円
在籍月	4月 ~ 12月	在籍月数	9ヶ月		

		入園料		幼児教育無償化												入園料	合計
		別徴収	追加徴収	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	精算	
実額	入園料a	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	保育料b			24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	0円	0円	0円		216,000円
	計c	0円	0円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	0円	0円	0円	0円	216,000円
給付上限額				24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	0円	0円	0円		216,000円
公費負担額d (補助金、給付)				24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	0円	0円	0円		216,000円
保護者負担額(c-d)		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

12月に退園の場合、保育料は24,000円×9ヶ月で216,000円

無償化給付は24,000円×9ヶ月で216,000円

保護者負担分は、なし。

○幼児教育無償化給付（入園料あり）

① 4月に在園中（入園）で、1年間通う場合

入園料	80,000円	保育料	24,000円/月	本来保護者負担	368,000円
在籍月	4月 ~ 3月	在籍月数	12ヶ月		

		入園料		幼児教育無償化												入園料	合計
		別徴収	追加徴収	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	精算	
実額	入園料a	32,000円	0円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	0円	80,000円
	保育料b			24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円		288,000円
	計c	32,000円	0円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	0円	368,000円
給付上限額				28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円		336,000円
公費負担額d (補助金、給付)				28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円		336,000円
保護者負担額(c-d)		32,000円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	32,000円

4月から入園の場合、1年間通うと保育料は24,000円×12ヶ月で288,000円

入園料80,000円と合わせると年額368,000円

無償化給付は28,000円×12ヶ月で336,000円

保護者は入園料分として32,000円を支払う（368,000円－336,000円）

② 途中入園の場合

入園料	80,000円	保育料	24,000円/月	本来保護者負担	296,000円
在籍月	7月 ~ 3月	在籍月数	9ヶ月		

		入園料		幼児教育無償化												入園料	合計
		別徴収	追加徴収	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	精算	
実額	入園料a	32,000円	12,000円	0円	0円	0円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	0円	80,000円
	保育料b			0円	0円	0円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円		216,000円
	計c	32,000円	12,000円	0円	0円	0円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	0円	296,000円
給付上限額				0円	0円	0円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円		252,000円
公費負担額d (補助金、給付)				0円	0円	0円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円		252,000円
保護者負担額(c-d)		32,000円	12,000円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	44,000円

368,000円－336,000円＝32,000円（4月から1年間通う場合の入園料徴収金額）

32,000円＋12,000円＝44,000円（給付で収入できない3か月分の入園料を上乗せ）

保護者は入園時に44,000円を入園料として幼稚園へ支払う。

③ 途中退園の場合

入園料	80,000円	保育料	24,000円/月	本来保護者負担	296,000円
在籍月	4月 ~ 12月	在籍月数	9ヶ月		

		入園料		幼児教育無償化												入園料	合計
		別徴収	追加徴収	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	精算	
実額	入園料a	32,000円	0円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	0円	0円	0円	12,000円	80,000円
	保育料b			24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	0円	0円	0円		216,000円
	計c	32,000円	0円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	0円	0円	0円	12,000円	296,000円
給付上限額				28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	0円	0円	0円		252,000円
公費負担額d (補助金、給付)				28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	0円	0円	0円		252,000円
保護者負担額(c-d)		32,000円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	12,000円	44,000円

368,000円－336,000円＝32,000円（4月から1年間通う場合の入園料徴収金額）

保護者は入園時に32,000円を支払う

保護者は退園時に精算分として、12,000円を支払う（未収入の入園料1月から3月分）

④ 途中入退園の場合

入園料	80,000円	保育料	24,000円/月	本来保護者負担	224,000円
在籍月	7月 ~ 12月	在籍月数	6ヶ月		

		入園料		幼児教育無償化												入園料	合計
		別徴収	追加徴収	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	精算	
実額	入園料a	32,000円	12,000円	0円	0円	0円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	0円	0円	0円	12,000円	80,000円
	保育料b			0円	0円	0円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	0円	0円	0円		144,000円
	計c	32,000円	12,000円	0円	0円	0円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	0円	0円	0円	12,000円	224,000円
給付上限額				0円	0円	0円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	0円	0円	0円		168,000円
公費負担額d (補助金、給付)				0円	0円	0円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	0円	0円	0円		168,000円
保護者負担額(c-d)		32,000円	12,000円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	12,000円	56,000円

368,000円－336,000円＝32,000円（4月から1年間通う場合の入園料徴収金額）

32,000円＋12,000円＝44,000円（給付で収入できない3か月分の入園料を上乗せ）

保護者は入園時に44,000円を入園料として幼稚園へ支払う。

保護者は退園時に精算分として、12,000円を支払う（未収入の入園料1月から3月分）

提出書類及び無償化対象一覧表

		3～5歳児		満3歳児	
保育の必要とする事由(P2 参照)		あり	なし	あり(非課税世帯)	なし
幼稚園	上限額	28,000 円/月		28,000 円/月	
	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 申請書① (両面記載) P11 の「保育の必要性を証明する書類」を添付 		<ul style="list-style-type: none"> 申請書① (両面記載) P11 の「保育の必要性を証明する書類」を添付 	<ul style="list-style-type: none"> 申請書① 表面のみ記載
幼稚園等の預かり保育	上限額	490 円/日 (12,300 円/月)		490 円/日 (12,300 円/月)	
認可外保育施設等	上限額	12,300 円/月		17,700 円/月	
副食費等	上限額	<ul style="list-style-type: none"> 年収 360 万円未満相当世帯 第3子以降の子ども(※1) 255 円/食(5,100 円/月) 		非課税世帯のみ 255 円/食(5,100 円/月)	
	提出書類	申請書② (※2)		申請書② (※2)	

…無償化対象

保育を必要とする事由に該当し、預かり保育や認可外保育等を利用しますか？

※保育を必要とする事由は P2 参照

いいえ

はい

年収 360 万円未満相当世帯に該当しますか？
または、第3子のお子さん(※1)がいますか？

年収 360 万円未満相当世帯に該当しますか？
または、第3子のお子さん(※1)がいますか？

いいえ

はい

いいえ

はい

・申請書①
(表面のみ記載)
・P11-12 その他提出時に必要な書類

・申請書①
(表面のみ記載)
・P11-12 その他提出時に必要な書類
・申請書② (※2)

・申請書①(両面記載)
・P11「保育の必要性を証明する書類」
・P11-12 その他提出時に必要な書類

・申請書①(両面記載)
・P11「保育の必要性を証明する書類」
・P11-12 その他提出時に必要な書類
・申請書② (※2)

※1：第3子以降のお子さんの算定基準は、生計を同じくする一番上のお子さんが小学校第3学年修了前となります。

※2：「申請書②」は対象者のみに、後日配布いたします。

保育の必要性を証明する書類

◇「保育の必要性のある方」が提出していただく書類

※各書類は、各幼稚園に書式を用意しています。

※父母のどちらについても必要となります。

保育を必要とする事由	就労(会社員・自営業・内職) ※内定を含む		○就労証明書(発行日から3か月以内のもの) ※自営業(親族経営等の自営含む)の方は、下記のいずれかの書類の写しも併せて提出 ・確定申告書、個人事業の開業届出書、営業許可書等(親族経営等の場合は下記書類でも可) ・源泉徴収票
	妊娠・出産		○母子健康手帳の写し (交付日、分娩(出産)予定日の分かるページ)
	疾病・障がい	疾病	○診断書又は医師の意見書 (就労や育児の困難な状況、治癒の期間についての分かるもの)
		障がい	○身体障害者手帳等のコピー
	親族の介護・看護		○利用・継続に関する申立書 ○介護・看護スケジュール予定表 ○介護・看護を証明できる書類 (身体障害者手帳等のコピー、診断書等)
	災害復旧		○利用・継続に関する申立書 ○り災証明書
	求職活動		○求職活動に係る申立書
	就学		○在学証明書 ○カリキュラム等の写し
その他(上記以外の事由で保育が必要な場合は、ご相談ください。)			

○上記以外に必要に応じて、その他関係書類を提出していただく場合があります。

○就労証明書については、発行日から原則、3か月以内のものとしす。

【注意事項】

- 提出された書類に関し必要に応じて、実態調査を行う場合があります。
- 保護者や雇用主に電話や家庭訪問等で記載内容と相違ないか確認をさせていただくことがあります。
- 内容が事実と異なる場合は、給付認定を取り消すこと及び給付金を返還していただく場合があります。
- 提出書類の内容に誤りや記入漏れの無いように記入してください。
- 申込み内容や住所等に変更があった場合は、すみやかに届け出てください。

◇その他提出時に必要な書類(書類はお返しできませんので、コピーを必ずご用意ください)

○マイナンバー利用に係る本人確認書類(全員提出)

・マイナンバー(個人番号)の提供において、なりすましや誤りを防止するため、申請者(保護者)の顔写真付きの身分証明書(運転免許証等)1点又は顔写真の無い身分証明書(健康保険証、年金証書等)2点の写しを同封してください。

○ 課税状況のわかる書類（令和 8 年 1 月 1 日時点で、二宮町にお住まいでない方）

※マイナンバーの利用に同意いただける方は不要です。

※父母両方の分を提出してください。

（祖父母等がお子さんを扶養にとっている場合、祖父母の分も必要となる場合があります。）

- ・市町村民税特別徴収額の決定・変更通知書のコピー（勤務先より配布）
- ・市町村民税納税通知書のコピー（自営業等の方）

または、・市町村民税(非)課税証明書 [令和 8 年 1 月 1 日の住所地で発行]

※上記について、4～8月入所は前年度(前前年の収入分)、9～3月入所は当年度(前年の収入分)をご提出ください。

※海外在住の場合は勤務先等から発行される年間給与支払額や社会保険料相当額等の控除額が記載された書類が必要です。

未申告の方については、市町村民税の申告が必要となります。

○ 世帯の状況を確認する書類（下記に該当する世帯のみ）

- ・生活保護を受けている方⇒生活保護受給証明書のコピー
- ・母子・父子家庭の方⇒・児童扶養手当の証書又はひとり親医療証のいずれかのコピー
- ・同一世帯に障がい者がいる場合⇒身体障害者手帳等、特別児童扶養手当の証書のコピー
- ・就学前のきょうだいが他園等に入園（通園・通所）している場合
⇒在園証明書（在園されている幼稚園等で発行されます。）

こんなときは必ず申請してください。

住所や氏名、「保育の必要性」の有無、その他生活の状況に変更があった際には、下の表に定める書類を「認定変更を必要とする月の前月まで」に提出してください。

月の途中で認定区分などの変更があった場合、新しい認定区分などの適用は、原則翌月 1 日からとなります。そのため、その月については変更前の認定区分などが適用となります。

主な変更の内容	提出書類		提出先
	認定変更 申請書	その他必要な書類	
町外転居・退園	○		町 または 幼稚園
町内転居	○		
世帯構成の変化 （離婚・結婚・同居家族の増減等）	○		
就労状況の変化	○	就労証明書	
保育を必要とする理由の発生及び変化	○	P11 保育の必要性を証明する書類	
保育を必要とする理由の消滅	○		
※その他の変更等については、町へお問い合わせください。			

町内幼稚園案内図

区分	No	施設（幼稚園）名	所在地	電話番号
私立	①	学校法人 恵愛学園 二宮めぐみ幼稚園	二宮92	0463-71-0570
	②	学校法人 聖トマ学園 海の星幼稚園	二宮88	0463-73-1513
	③	学校法人 浜野学園 二宮育美幼稚園	二宮町百合が丘2-2-2	0463-71-0350
	④	学校法人 正和学園 二宮みどり幼稚園	二宮町山西1577	0463-72-1990
	⑤	学校法人 珠泉学院 梅の木幼稚園	二宮町一色724	0463-73-2525

⑤梅の木幼稚園

③二宮育美幼稚園

④二宮みどり幼稚園

②海の星幼稚園
（施設型給付幼稚園）

①二宮めぐみ幼稚園
（幼稚園型認定こども園）

自然が
いっぱい！